

宮津市 事業者DX対応支援補助金

生産性向上のためのDX化及びデジタル化に取り組み、事業継続や売上改善を目指す市内事業者に対し、事業実施に要する経費の一部を支援します。

補助対象者	宮津市内に事業所を有する中小企業・団体、個人事業主等 ※ 申請は1事業者につき1回のみ		
補助上限額	10万円	補助率	税抜額の1/2 (千円未満の端数切捨て)

補助対象経費	DX化に取り組むにあたって必要となる経費 ※令和8年1月30日(金)までに完了するもの
--------	--

- ・業務システムの導入（在庫・販売・勤怠管理、セルフオーダーなど）
- ・会計システムの導入（インボイス対応、キャッシュレス対応など）
- ・店舗内Wi-Fiの整備、ECサイト販売の導入に係る経費 等
- ・上記に係るアドバイス、コンサルティング経費（副業・兼業人材の活用経費など）

上限額
10万円

※対象経費に関する留意事項

- ・汎用性の高いノートパソコンの購入費は対象外です。（導入するシステムでのみ使用するタブレットは対象）
 - ・Wi-Fi整備について、多くの方が利用でき、多言語化に対応しているものに限定します。
 - ・マッチングサイト等を活用した都市部の副業・兼業人材の報酬、交通費、宿泊費も対象です。
- ※ 詳細については、HP等で公表の申請要領をご確認ください。

宮津市HPはこちらから



申請方法等	郵送又は窓口 directly 提出（宛先裏面）
申請期間	令和7年6月2日(月)から令和8年1月30日(金)まで(消印有効) ※ただし、申請額の合計が予算額に達した場合は、募集を締め切ります。 お早めの申請を推奨します。
※申請書等はHPからダウンロードする他、宮津商工会議所・市役所窓口に配架しています。 ※申請に必要な提出書類等については裏面をご確認ください。	

申請の流れ

事業完了後に必要な書類を提出してください。
(事業内容に係る質問等、必要に応じて事前に相談を受付けます。)

事前相談

交付申請に当たってのご質問等について、宮津市商工観光課商工係（☎ 0772-45-1663）にご相談ください。

ヒアリング

申請書の内容について、必要に応じて聴き取りを行います。

事業実施

申請要領等により補助対象者及び補助対象経費の要件を十分にご確認ください。
DX対応の要件を満たさない場合は補助対象外となります。

交付申請書の提出

事業完了後30日以内又は令和8年1月30日のいずれか早い日までに必着で、郵送又は持参により必要書類を宮津市役所商工観光課商工係に提出してください。

交付決定兼額の確定通知

申請書受領後1カ月を目途に交付の可否及び確定した交付金額を宮津市から文書で通知します。

精算払

額の確定後2週間程度を目途に、宮津市から請求書口座へ振込を行います。

申請書類

令和8年1月30日(金)まで事業を完了し、提出してください。

- ☐ 宮津市事業者DX対応支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 事業報告書（様式第2号）
- ☐ 収支決算書（様式第3号）
- ☐ 同意・宣誓書（様式第4号、代表者の方の署名又は押印が必要）
- ☐ 領収書（支払の証拠書類）
- ☐ 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
- ☐ 市内で事業を営んでいることがわかる書類（個人事業主等の場合のみ）
- ☐ 写真（購入した機器等の型番や使用状況等がわかるもの）
- ☐ 商品説明書やカタログ等（購入した機器等）
- ☐ 位置図、平面図（工事等が伴った場合のみ）
- ☐ 委託、雇用に係る契約書の写し（業務委託や副業・兼業人材の雇用がある場合のみ）
- ☐ 請求書

申請書送付 相談・問合せ

【送付・問い合わせ先】

宮津市役所 商工観光課商工係
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
TEL : 0772-45-1663
Mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

【事業相談に係る相談先】

宮津商工会議所 経営支援課
〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀2054-1
TEL : 0772-22-5131
Mail : shienka@miyazu-cci.or.jp